

(規範4)

保安教育計画規範（競技用紙雷管）

火薬類取締法第29条の規定により、当該販売所がその従業者に対する保安教育の計画は、火薬類取締法施行規則（以下「省令」という。）第67条の3及び第67条の5並びに本基準に基づくものとする。

1 教育目的

当該販売所の従業者に対して競技用紙雷管の販売、貯蔵、その他の取扱い作業に関し保安上必要な事項を理解、徹底せしめ、保安意識の高揚を図り、もって競技用紙雷管による災害の防止に資することを目的とする。

2 教育対象者

販売業者は次に掲げる従業者の区分に従いその区分ごとに業務の範囲、内容に応じてそれぞれに適切な教育計画を作成して教育を実施する。

イ 幹部従業者及び保安関係従業者

ロ 未熟練従業者

3 保安教育の内容

(1) 保安意識の高揚に関すること。

愛知県及び愛知県火薬類保安協会等の開催する講習会には従事者を参加させる等して行う。

(2) 盗難予防その他競技用紙雷管の管理に関すること。

(3) 火薬類一般の性質の概要に関すること。

(4) 競技用紙雷管の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

ア 競技用紙雷管を収納した金属性ロッカーは関係者以外の者に使用させないこと。

イ 競技用紙雷管を収納した金属性ロッカー内及びその付近には爆発し、発火し又は燃焼し易い物をたい積しないこと。

ウ 製造後1年以上を経過した競技用紙雷管が残っている場合は異常の有無に注意をすること。

(5) 庫外貯蔵場所の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

ア 火災及び盗難の防止について留意すること。

イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納して建築物に貯蔵すること。

(6) 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。

競技用紙雷管を収納した金属ロッカーが火災その他の事情により危険な状態となり、又は煙若しくは異臭を発した時は直ちに次による応急の措置を講じ、その事態を発見した者は直ちにその旨を警察官消防吏員若しくは消防団員に届け出なければならない。

ア 貯蔵している競技用紙雷管を安全な地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけること。

イ 通路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、競技用紙雷管を水中に沈

める等安全な措置を講ずること。

ウ ア及びイによらない場合には競技用紙雷管を収納している金属性ロッカーの扉を閉めた後施錠をし、かつ必要に応じて付近の住民に避難するよう警告すること。

エ 吸湿、変形、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った競技用紙雷管は廃棄すること。

(7) 競技用紙雷管の性質の詳細に関すること。

(8) 販売台帳の記載に関すること。

ア 記載すべき事項は取引した競技用紙雷管の数量、取引年月日並びに譲受人又は譲渡人の住所、氏名。

イ 保存期間は記載の日から2年とする。

(9) 上記以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

ア 競技用紙雷管の行商及び露店その他屋外でこれを販売してはならない。

イ 火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）、事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があった時はそのつど知事に報告をしなければならない。

(10) 上記に掲げることのほか、火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

#### 4 保安教育の方法

保安教育は火薬類取扱保安責任者免状所有者その他競技用紙雷管の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者が行う。

#### 5 保安教育の時期

(1) 保安教育は従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるように適当な期間をおいて反復して行う。

(2) 未熟練従業者については(1)による他、その者が競技用紙雷管の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに従事する前に保安教育を実施する。